

令和5年6月22日

保護者各位

那覇市立那覇中学校
校長 吉村 雅也
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症法上の位置付け変更後の学校における
出席等の取扱いについて(依頼)

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

みだしのことについて、令和5年5月1日付け、那覇市教育委員会教育長から学校における対応について通知がなされ、新型コロナウイルス感染症対策の見直しが行われました。

また、令和5年5月10日付け、那覇市教育委員会学校教育課長の事務連絡より、出席等の取扱いについて適切な対応が求められております。

つきましては、本校におきましても下記のとおり、出席等の取扱いとしますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 家族が新型コロナウイルス感染症に罹患して、学校を休む場合

周囲への配慮(感染させる可能性がある等)の理由で、学校を休む場合は、理由ありの欠席とする(例:感染拡大防止のため)。

2. 発熱や咳などがある生徒が学校を休む場合

普段と異なる症状があり、学校を休む場合は、病欠とする(例:発熱、喉の痛み)。

3. 感染不安により学校を休む場合

(1) 感染不安により学校を休む場合は理由ありの欠席とする(例:感染不安のため)。

(2) 同居家族、生徒に基礎疾患等があるといった、合理的理由があると学校長が認めた場合には、欠席ではなく出席停止として扱う。

※上記の内容は、令和5年7月1日より、適用とします。

<担当>

那覇市立那覇中学校

教頭 仲里 信哉

TEL 098-917-3405

FAX 098-917-3425